

大阪市公告第 5 号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 27 日

大阪市長 横 山 英 幸

1 担 当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 - 1 - 10 ATCビルITM棟10階

大阪港湾局総務部経営改革課（調達）

電話 06-6615-7715

2 入札に付すべき事項

売払物品名	数量	初度検査年月	車体番号	型式
軽自動車・貨物【バッテリー不良（始動不能）】	1 台	平成19年 9 月	U71V-0308511	GBD-U71V
軽自動車・貨物【バッテリー不良（始動不能）】	1 台	平成14年11月	HA6-3300469	GD-HA6
軽自動車・乗用【バッテリー不良（始動不能）】	1 台	平成16年 9 月	RC1-044561	CBA-RC1

3 下見日時及び場所

下見日時	下見場所
令和 7 年 2 月 18 日（火） 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分 まで	大阪市港区海岸通 3 - 4 - 28（大阪港湾局第 2 突堤事務所内）

4 入札参加資格

(1) 令和 4 ・ 5 ・ 6 年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課（物品契約グループ）に
本市物品売払入札参加申請を行うこと

※令和 4 ・ 5 ・ 6 年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム

(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内→不用品売払入札
等のご案内→「令和４・５・６年度申請書」からダウンロードすること

- (2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

5 入札参加申出の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から令和７年２月17日（月）までの本市の休日を除く午前９時から午後５時30分まで（午後０時15分から午後１時までを除く）

- (2) 受付場所 上記１に同じ

6 入札参加資格の審査等

５の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。資格審査は、４にある承認証を確認することによるので、持参すること

7 仕様書の交付方法

本公告の日から大阪港湾局ホームページ上にて交付する。また、上記１においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

大阪港湾局ホームページ上及び上記１とする。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、契約金額の全額を即納する場合は、免除とする。

落札者は本市が交付する納付書を用い、入札執行日の翌開庁日午後５時30分までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第

3 項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

11 売買代金納付期限

令和 7 年 3 月 5 日（水）

12 物品引取期限

令和 7 年 3 月 24 日（月）午後 5 時

13 入札執行の日時及び場所

（1）入札執行の日時 令和 7 年 2 月 19 日（水） 午前 10 時

（2）入札執行の場所 大阪港湾局入札室

14 入札の方法

入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で入札すること

入札時において、4 の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合、代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること

15 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

16 入札の無効

（1）大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

（2）下見についての主管担当立会者確認印の無い入札

（3）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

17 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

18 その他

- (1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

19 問い合わせ先

(売払物品に関する問合せ先)

大阪港湾局計画整備部海務課（埠頭）

電話06-6572-4033

(入札・契約に関する問合せ先)

大阪港湾局総務部経営改革課（調達）

電話06-6615-7715

(大阪港湾局総務部経営改革課)